

資料
ふ
あ
い
る

2

アーキビスト制度への提言

—第二次専門職問題特別委員会報告書—
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

1995年12月18日

目次

はじめに

第1章 アーキビストの基本的性格とその必要性

- (1)アーキビストのプロフェッションとしての本質と職務
- (2)日本におけるアーキビスト

第2章 アーキビスト養成と資格制度

- (1)研究に裏付けられた高等専門職教育課程の設置
- (2)実務研修コースの充実

第3章 全史料協への提言

あとがき

はじめに

「歴史に学ぶ」ことを、これまでのわが国と社会は怠ってきたと言わざるをえない。「戦後五十年の国会決議」(1995年)は衆議院の半数に満たない議員の賛成に留まり、「歴史を教訓に平和

への決意を新たにする決議」と述べながら、その歴史認識は戦前の日本軍の侵略行為を謙虚に認めるものでは決してなかった。これは、歴史を直視しない日本社会のもっとも象徴的な事例であったといえよう。

この姿勢の原因には、最近まで古い世代を捉えて離さなかった戦前の歴史観を前提にする発想があり、また、歴史は「お上」が書くもので、人々が歴史にアイデンティティを求める意識を持たされずにきたためでもあろう。その点、欧米やアジア・アフリカの人々が、時には国家形成や再編成の過程で、一人ひとりの母体となる家や民族を失ったこともあって、民族や個人のアイデンティティを歴史に求める意識が強く、従って歴史資料や景観を大切に保存・管理してきたものと対照的である。

しかし、日本でも歴史を大切にすることを着実に広がりつつある。1995年、阪神・淡路大震災が発生し、阪神・淡路地域から大震災前の歴史が消失する危機を前にして、大震災以前の地域の歴史を資料救出するとともに蘇らせようと

する活動が限らない困難の中で、粘り強く取り組まれてきた。このことは、資料保存の立場から地方分権をめざす地域のみならず、日本の未来に光を投げかけるものである。

この阪神・淡路大震災の歴史資料救出の例に見られるように、歴史資料の保存と管理は、人々にとって欠くことのできないものである。しかし、保存と管理だけでは十分ではない。強制連行関係史料や従軍慰安婦関係史料の発見が過去の日本の実態を国民に明らかにしたかに見えるが、警察や司法関係史料などはほとんど非公開の厚い壁に阻まれている。過去の戦争や軍隊の歴史を謙虚に認識するためには、史料の公開が不可欠なことは誰もが認めるところであろう。

これら過去の歴史に学ぶ立場から、私たちは未来に生きる人々に向けて、現在の資料を管理、保存し、公開していく義務も負っている。紙に書かれたものだけではなく、映像や音響それに電子媒体（コンピュータ記録）なども含めた現在の資料を、いかにして未来に伝えるかは、私たちの重要な課題となっている。過去・現在・未来をつなぐこれらの課題に国や社会の団体の中心になって、取り組む機関がアーカイブズ（文書館等）であり、その専門の担い手がアーキビスト（文書館専門職、以下アーキビストと表記する）である。

1987年12月に制定された公文書館法は、第4条第2項に「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。」として調査研究を主たる職務とするアーキビストを置くことが明文化された。しかし、附則2「専門職員についての特例」によって「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には第4条第2項の専門職員を置かないことができる。」とした暫定処置がとられることとなった。その理由は「専門職員を養成する体制が整備されていないことなど」（内閣官房副長官「公文書館法の解釈の要旨」1988年6月1日）によっている。

このような状況下において全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下、全史料協と略記する）では1989年1月に「文書館専門職（アーキビスト）の養成に関する提言」を公表し、アーキビストの具体像を検討するに至った。加えて、組織運営面でも運営委員会を発足させ、その中に「専門職問題」の担当を常設するに至った。同年10月に内閣総理大臣に宛てて「公文書館専門職員養成制度の確立に関する要望書」を提出するなど、全史料協内部における専門職養成問題への深化は、1991年11月「第一次専門職問題特別委員会」の設置（全史料協会長の諮問機関）として現われ、1992年10月「アーキビスト養成

制度の実現に向けて「全史料協専門職問題特別委員会報告書」（以下、「全史料協第一次報告書」と略記する）として結実した。

これによって、全史料協におけるアーキビストのあるべき姿が明示され、専門職養成制度確立運動に一層の拍車がかかった。翌1993年3月には衆参両院議長に宛てて1万人に及ぶ署名簿とともに「文書館専門職員養成制度の確立に関する請願書」を、また要望書を内閣総理大臣、文部大臣、自治大臣に宛てて提出したが、国会の解散により審議未了となってしまった。しかし、同年12月には再び衆参両院議長に宛てて請願書を提出、翌1994年1月の両議員内閣委員会と本会議において採択された。

その「請願に対する処理要領」によれば「専門職に必要な専門的知識と経験の具体的な内容等を確定していく必要がある」とした前向きな姿勢が見られるとともに、国立公文書館で「専門職員の養成及び資格制度について、有識者による研究会」により検討が行われているとされた。この研究会は、1993年11月、国立公文書館に設けられた「公文書館における専門職員養成機関の整備等に関する研究会」で、同年6月に出された「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」報告書の提言を実現すべく、具体案作成に取り組んでいる。しかし、前記国立公文書館報告書が内包する問題点については、すでに全史料協の『会報』第28号（1993年9月）などでも指摘されているとおりである。

全史料協はこうしたアーキビスト養成制度の確立が急務とされている現状を踏まえ、第二次専門職問題特別委員会を全史料協会長の諮問機関として、1994年9月19日に発足させた。そこでは「全史料協第一次報告書」の提言を参考にしつつ、アーキビスト養成への足かせとなっている公文書館法附則の特例条項の撤廃を前提として議論をすすめた。さらに公文書以外の広範囲な記録群の保存についても十分視野に入れた新たな法律（文書記録基本法等）の制定を求めていくことなどの活動視点を定めた。そして文書館学（史料管理学）を基本科学とした研究姿勢をもとに新たな「研究・教育システム」を構築し、近年の史料保存運動の動向を参酌して、アーキビスト養成課程および専門職人事への具体的提案をなすことを目的とした。

そこで多様化する史料保存の専門的業務からいくつかの養成コースを想定した。そして、博物館学芸員や図書館司書などの専門職が抱える問題を考慮して、敢えて階層性を提起した。この階層性は、専門職における専門性を明確に表示できるとともに、業務に対する意欲を引きだ

すものと期待できるだろう。

第1章 アーキビストの基本的性格とその必要性

(1)アーキビストのプロフェッションとしての本質と職務

第一次専門職問題特別委員会の報告書に述べているとおり、アーキビストは国民共有の財産たる記録の保存管理にあたる重要な職責を担っている。ことに今日、多様化する社会の情報化ニーズは、大量の情報資源を生みだしている。コンピュータに代表されるマルチメディアの時代は遠からず、私たちの前に到来することになるであろう。双方向通信によるリアルタイムの情報押し寄せてくることになる。そうした、新メディアを含めた情報資源への対応を視野に入れたアーキビスト像が求められている。

例えば製造物責任法（PL法）の公布にとともに、記録保存をベースにした企業の責任は、国民の権利として定着しつつある。加えて情報公開制度への社会的趨勢は、知る権利の助長とともに民主主義の根底をなす重要な課題となっている。

こうした情報資源を管理するアーキビストはまた、利用者のニーズに応える検索手段とこれを提供するためにも積極的に情報を仲介する「情報メディエーター」の役割をも担っている。そのためにも無作為な情報資源の活用はいたずらに社会への混乱をまねく結果となる。こういった多種多様な情報を専門的視野から評価、選別し、過去から営々と積み上げられてきた様々な歴史的情報資源を一体的に管理、保存し、提供する媒介者としてのアーキビストの社会的責務は重く、かつ高度の知識と技術が求められていると言わざるをえない。

そこに、高度の教育と研修、及び身分保証が必要とされる理由がある。そして、アーキビストがその専門的職務を十分にはたすためには、法的権限の裏付けが必要である。つまり、評価、選別、廃棄、管理、保存、公開、監察等に関する権限の法的規定である。

(2)日本におけるアーキビスト

日本においては、すでに早くから地方文書のような記録類を図書館や博物館において整理、保存、公開している。図書館では司書が、博物館では学芸員が、それぞれ専門職として記録史料の収集、整理、保存、公開の業務を担ってきたといえる。また、独立した文書館を持たない地方公共団体や企業などの民間諸団体においても同様に記録史料の保存、利用に取り組んでいる担当者は多い。とりわけ小規模な地方公共団体や民間諸団体では、今後とも図書館、博物館、文書館などの諸機能をあわせもつ「資料館(室)』

を、ごく少数の担当者が運営しなければならない状況に置かれるだろう。日本におけるアーキビストの多くは、このような立場で日々史料保存に取り組む人々と想定できるであろう。

本来、アーキビストは、前文で述べているように国やあらゆる組織体の中心になって“過去・現在・未来をつなぐ専門の担い手”となるべき人材であり、公文書館法に規定された公文書館における専門職員に限定されるべきものではない。上述したように、これまで日本において記録史料を含む資料の保存、利用を担ってきた人々と協力し、ともに学びつつ、広くアーキビストたる人材の育成に努めることが、今求められているといえるだろう。

そこで本報告書では、こうした日本でのアーキビストの現情を踏まえ、アーキビスト養成課程に階層性を導入し、第1種アーキビスト、第2種アーキビスト、アーキビスト補として、その専門性を明確にした。

「全史料協第一次報告書」のいう大学院レベルの課程を修了した、すなわち史料の収集、評価、選別、保存、レファレンス、そして調査研究に高い能力を有するアーキビストは、日本における指導的アーキビスト像を提示したものである。彼らは、文書館の運営を担う人材であるとともに、研究者として研究成果を発表し、アーキビストの質的向上をはかり、かつ教育者として大学教育や研修の場をとおして広範なアーキビストの育成にあたる、という責務を持っている。このクラスでは、多様な組織、史料に対応できるコース制の採用も可能であろう。(第1種アーキビスト)

また、広範な分野で記録史料の保存、利用を担うアーキビストを育成するためには、大学の学部で修了するアーキビスト養成課程を設置して、広く教育の機会を提供することが不可欠であろう。これまで記録史料の保存、利用をも担ってきた司書、学芸員コースの蓄積に学び、新たに基礎的アーキビスト養成課程を置き（一部単位重複）、広く人材を求めることが、歴史的文化的遺産としての記録史料に対する社会の認識を深めることにもなるであろう。なお、この基礎的アーキビスト養成課程修了者（第2種アーキビスト）、および資料の保存、利用実務経験者（司書・学芸員を含む）が大学院レベルの課程へ進むことになる。

さらに、広範なアーキビスト養成のためには、大学教育の場だけではなく、大学院修了レベル（第1種）アーキビストが配置された文書館等での短期研修による資格認定（アーキビスト補）も必要となろう。この短期研修は、できるだけ多分野の文書館で開設されることが望まれ、受

講者（実務経験の浅い者）は自分が所属する組織体に、できるだけ適応する文書館（コース）を選択することになる。

こうした段階的な資格制度の導入によって、アーキビストへの道を広げ、アーキビストへの社会的理解を深めるとともに、権限と責任を有するアーキビスト総体の質的向上につながることを期待できるだろう。

第2章 アーキビスト養成と資格制度

(1) 研究に裏付けられた高等専門教育課程の設置

学問は生き続け、発展していく。100年前の学問を現在に適用することができないのは、社会や状況が100年間絶えず変動してきたためである。新しい状況にふさわしい学問がたえず求められ、これに応じて学問は日進月歩してきた。アーキビストが学び、研修すべき学問も、新しい様々な状況や課題に対応できるよう、不断の研究が求められる。そのさい常に、学際的関連分野の研究や世界各国の研究の進展に学ぶ姿勢が必要である。

研究の担い手は、実務に携わるアーキビストであり、アーキビスト養成の高等教育研究機関（大学院、大学、大学共同利用機関等）の教員たちであり、さらに、大学院、学部の学生たちである。これら研究の担い手たちが行う研究発表や公開の場として、学会は不可欠な存在になろう。これら研究の成果はアーキビストを養成する専門の教育機関を通して教育に反映されたり、文書館の実務に生かされる。

次に高等教育研究機関におけるアーキビスト養成の教育研修のコースについて提示する。

① 大学院レベル

〔修士（博士前期）課程〕

第1種アーキビストを養成する。第2種アーキビスト資格取得者を対象に、(a)記録および記録史料の性質に関する科目、(b)文書館学(史料管理学)の基礎理論に関する科目、(c)文書館の持つ諸機能に関する科目、(d)記録史料の情報処理技術に関する科目、(e)関連科目(以上、例えば「全史料協第一次報告書」カリキュラムの基本的要素を参照したが、今後さらに検討を加えていかなければならない。)にわたるカリキュラムを履修し、文書館における総合的な実務研修を行う。

現職者で専門職（第1種）をめざす場合は、当該大学院の社会人コースに入学したり、科目等履修生になって必要単位を積み上げて、資格を取得する方法がある。

〔博士（博士後期）課程〕

第1種アーキビスト資格取得者を対象に、専門性をより高めた研究を行う。この課程では、大学院、大学、大学共同利用機関等での研究と

教育の担当者を養成する。

以上の、大学院における専門職の養成の専攻（学科）ないしはコースが、単独で開設されることが望ましい。しかし、専攻（学科）や資格取得のコースを新設するためには、多種目の科目を担当する教員の採用・配置などに大きな困難を伴う。そこで、より実現可能な方策として、複数機関による共同のコースをめざすことが考えられよう。例えば、地域的に近接する3～4大学院で単位互換のネットワークを組み、各大学院でアーキビスト養成の専門科目を数科目ずつ開設し、大学院生や科目等履修生は各大学院で必要な単位取得をした上で、大学共同利用研究機関の授業科目を合わせて資格取得が可能になるような複数機関による養成課程である。

② 大学レベル

学部4年間で第2種アーキビストを養成する。この場合、

(イ)アーキビスト養成を専門にする学科

(ロ)アーキビスト資格取得コース

に分けられる。

(イ)駿河台大学文化情報学部知識情報学科レコード・アーカイブズコースのようにアーキビスト養成を専門に行う。

(ロ)文学部などにアーキビスト資格取得コースを、既存の教職課程、図書館司書課程、博物館学芸員課程と同様に開設する。

(イ)、(ロ)の専門授業科目については大学院修士課程で示した科目の基礎部分を開設するが具体的内容については、大学院・学部両者の割り振りなどを含めて今後の課題として、その取り組みが急がれる。

また、学部における共通科目（総合基礎科目など、名称はまちまちだが旧来の一般教育科目）の中でアーカイブズ（文書館等）の必要性やアーキビストの社会的役割など、国際的な視野に立って講義する授業科目の開設が望まれる。この授業科目をとおして、アーキビスト養成コースや文学部学生に留まらず、法学部・経済学部・理学部など、一般の学生にも文書館やアーキビストに対する認識を広めることが可能になる。そのことで、将来、彼らは行政職やビジネスマンになったり、同時にまた一市民としても、文書館やアーキビストの必要性を理解することになろう。

以上のアーキビスト養成の教育コースと資格の関係を表にすると、次のようになる。

大学(修業年限4年)	大学院	
	修士(博士前期)課程	博士(博士後期)課程
①アーキビスト養成を専門にする学科	①アーキビスト養成を専門にする専攻	同左

②文学部などのアーキビスト資格取得のコース	②人文系大学院のアーキビスト資格取得のコース
③①②の科目等履修生	・単独機関 ・複数機関(単位互換制度) ③科目等履修生
第2種アーキビスト	第1種アーキビスト

③資格認定

資格認定の方法は、単位取得による認定と所轄省庁等の実施する試験による認定が考えられる。

(2)実務研修コースの充実 ①実務研修の定義

文書館のほか公私の図書館・博物館・資料館に属する文書管理担当職員及び一般企業や民間団体の記録史料管理の実務担当者を対象として、比較的短期の実践的教育を行う。

従って、必ずしも受講者自身による研究作業を前提とせず、記述した高度な専門教育とは別個の教育課程として位置づける。

②実務研修の必要性和重要性

上記の各施設には、理想像として有資格の専門職の配置が望ましい。しかし、現実論としては、専門職の供給が十分ではないことを別にしても、専門職を必要とするニーズがそれほど高くないこと、図書館や博物館の職員と兼任することが比較的多いこと、しかも一般行政職の人員の配置によって人事異動の対象となっていること、などを勘案すると、即戦的・実践的な講座を設置すべきであるとの需要はかなり多い。このことは民間の企業・団体において顕著である。

③養成課程とコース制

各施設の現職教育を基本として、文書館等における専門的業務の経験年数や実務に関する知識・技能の習熟程度に応じて、コースを設定しようとする場合、次の四つが考えられる。

- (a) 入門コース～文字どおり配属直後の職員に対し、アーキビストとしての初歩的・基礎的教育を行う。科目数も限定し、短期集中型が望ましい。
- (b) 再教育コース～初歩段階を終了（例えば配属後一年経過）した職員に対し、再教育を行うもので、基礎理論を加味した実務中心のカリキュラム編成を行う。
- (c) 専門職向けコース～一定の経験を積み、知識・技能をある程度習熟した職員が、さらに高度な専門職を志向しようとするニーズに応える課程である。この場合、一貫した講座（例えば毎週一回半年間コース）を設定するほかに、他の講座（高等専門職教育課程もしくは大学・大学共同利用機関等の講座）を分割履修できる方法を許容し、

働きながら学ぼうとする者に便宜をはかることが望ましい。

(d) 管理者向けコース～上記三コースとは別に、各施設における管理者に対し、マネジメント中心の教育を行う。短期集中型の講座でよい。

④実務研修講座の設置

実務研修講座も、将来的には官民を問わず、すべてのアーキビストを包含した養成問題の一つとして組み込まれることが理想像である。しかしながら、今回の提言は高等専門職教育課程が新規の「制度」として構想されるのに対して、実務研修は現実的・緊急的な必要性からみて、必ずしも「制度」に縛られない比較的自由なコースとして設定し、可能な限り速やかに実現していくのも一つの方策であると考えられる。

従って、民間の企業やアーキビスト団体、さらに各地の文書館等のいわば「現地」を中心に組織し提供するのが妥当であると思える。この場合、単一機関よりも趣旨・目的を同じくする複数の機関による共同設置、さらには官民の相互乗り入れ、産学提携など幅広い組織化が望ましい。

⑤資格認定

高等専門職教育課程を修了した受講者に対する資格認定とは別に、いわば自由なコース設定による実務研修受講者に対しても、なんらかの資格認定につながるよう配慮すべきである。

この場合、上記③で述べた四つのコースすべてに資格認定を行う必要はないものと思われるが、例えば(c)の専門職向けコースを受講し、一定の単位を取得した者に対しては「アーキビスト補」の資格を付与するののも一つの方策である。

なお、資格認定者としては、当該講座の主催者とあわせて、全史料協等関係組織の中に一定の第三者的認定機関を設け、連名で資格証を付与した方が効果的であり、適当と考える。

第3章 全史料協への提言

本報告書において示されたアーキビスト養成および資格制度の早期実現をはかるため、私たちは全史料協に対し、以下に述べるような行動を早急に起こすことを提言する。

(1) 政府、国会、学界、関係団体などに対し、あらゆる機会を通じてアーキビスト養成および資格制度の必要性を訴え、その早期実現をはかるための働きかけを行うこと。その一方法として、関係学界、関係団体などに呼びかけ、「アーキビスト養成推進連絡会議(仮称)」のような新たな運動団体の設立も考えられてよい。

(2) 大学院、大学、大学共同利用機関等の高等

教育研究機関に対し、従来の文書館学（史料管理学）をさらに発展させた記録史科学の研究体制の充実と、それに基づいたアーキビスト専門教育課程設置の働きかけを行うこと。

その第一段階として、関心のある大学院、大学、大学共同利用機関等に呼びかけ、「記録史科学研究とアーキビスト専門教育の推進に関する懇談会（仮称）」のような会を設けることも考えられてよい。具体的なカリキュラムの検討もこのような会で行うのが適当であろう。

(3)アーキビストの法的権限については、公文書館法の足らざるものを細則によって充実した法制へと向けたり、文書記録基本法の制定をめざすなど、その内容と法制化の方法について、さらに研究を深め、全史料協として具体的な提言をまとめること。

(4)全史料協がアーキビスト養成および資格制度の問題について、より強力なリーダーシップを発揮できるよう、専門職団体としての理論的・実践的力量を高めること。そのためには、全史料協内部における研究体制の充実、大学研究者等との共同研究などを通じた連携の強化、海外アーキビストとの研究交流の促進などに取り組む必要がある。

(5)高等教育研究機関におけるアーキビスト養成課程の設置とは別に、専門職団体として独自のアーキビスト研修機能を充実させること。現に全史料協が行っている研修会活動をさらに拡充させるとともに、各文書館等が開催している地域的な研修会活動に対しても、全史料協として協力していくことが有効であると考えられる。

あとがき

第二次専門職問題特別委員会は全史料協会長の諮問委員会で、1994年9月19日設置された。委員には機関会員・個人会員から選ばれ、加えて高等教育界やそれぞれの資料保存運動に関わる組織分野の中から下記の12名が選出、委嘱された。委員長には高埜利彦が、副委員長には大和武生が、委員の互選によって選出された。

安藤正人（国文学研究資料館史料館）

澤木武美（神奈川大学資料編纂室）

高橋実（茨城県立歴史館）

高野修（藤沢市文書館）

高埜利彦（学習院大学史料館）

竹澤哲夫（弁護士）

辻川敦（尼崎市立地域研究史料館）

中村頼道（企業史料協議会）

松尾正人（中央大学）

森安彦（国文学研究資料館史料館）

大和武生（徳島県立文書館）

日露野好章（学校法人東海大学資料室）

第二次専門職問題特別委員会の任期は、1年間とし、専門職養成への多角的な視点を含めた検討を行い、これを報告書として会長に答申するという方法をとった。

活動経過は、以下の通りである。

- ・1994年12月12日 第2回委員会開催（埼玉県立文書館）、各史料保存現場の実態報告として中村頼道委員「企業におけるアーキビスト養成の必要性と取り組み、及び今後の課題—企業史料協議会の活動を中心に—」、澤木武美委員「大学におけるアーキビスト養成の必要性と取り組み、及び今後の課題—大学史連絡協議会の活動を中心に—」、森安彦委員「史料館主催「史料管理学研修会」の現状と課題」と題して、それぞれの報告と質疑が行われた。そして、今後の活動を円滑にし、かつ報告書の素案を作成するためにワーキング・グループ（高埜、安藤、澤木、中村、日露野）の設置を見た。
- ・1995年3月27日 第3回委員会開催（埼玉県立文書館）、基調報告として高等教育の現場から安澤秀一駿河台大学教授「情報資源としての記録史料—駿河台大学文化情報学部におけるレコード・アーカイブズコース」並びに行政サイドにおける専門職の立場について大和武生副委員長から「徳島県庁における人事異動について」の報告がなされた。ワーキング・グループにおいてシンポジウム「アーキビスト（文書館専門職）問題を考える」具体案作成に入る。
- ・1995年4月1日 全史料協の組織改正により、運営委員会を廃止、6委員会制をとることになるが専門職問題委員会においては第二次専門職問題特別委員会が任期まで、その職務を代行することになる。
- ・1995年4月27日 ワーキング・グループ開催（学習院大学史料館）、シンポジウム共催団体および報告者の決定を見る。
- ・1995年6月15日 ワーキング・グループ開催（学習院大学史料館）、シンポジウム主催団体関係者による打合せを行う。
- ・1995年6月16日 第4回委員会開催（埼玉県立文書館）、シンポジウムの運営について討議する。
- ・1995年7月8日 シンポジウム「アーキビスト（文書館専門職）問題を考える」開催（学習院大学）、全国から99名にのぼる参加者を得た。報告者は次の通り。高野修「全史料協の立場から」、秋山俱子「大学史の立場から—博物館相当施設として」、大谷明史「企業史料協議会の立場から」、広瀬順昭「大学教育の立場から」、鈴江英一「史料管理学研修会の立場から」

ら」。主催団体；全史料協、企業史料協議会、地方史研究協議会、日本歴史学協会史料保存利用問題特別委員会、東日本大学史連絡協議会。なお、シンポジウムの梗概については全史料協『会報』第34号（1995年9月）に掲載されている。

- ・1995年7月27日 ワーキング・グループ開催（学習院大学史料館）。
- ・1995年8月28日 ワーキング・グループ開催（学習院大学史料館）、報告書の構成案について検討する。
- ・1995年9月4日 第5回委員会開催（埼玉県立文書館）、ワーキング・グループで作成した報告書構成案について討議・素案作成をワーキング・グループに一任する。

シンポジウムの成果を報告書に反映させるために第二次専門職問題特別委員会の任期延長を全史料協理事会に上申する。

- ・1995年9月12日 全史料協理事会において第二次専門職問題特別委員会の任期延長が承認

される。

- ・1995年11月10日 ワーキング・グループ開催（学習院大学史料館）、報告書の素案について検討する。
- ・1995年11月15日 和歌山大会総会で委員会の活動報告が行われる。
- ・1995年12月13日 ワーキング・グループ開催（学習院大学史料館）、報告書の素案について検討する。
- ・1995年12月18日 第6回委員会開催（埼玉県立文書館）、報告書を全史料協会長に答申する。本報告書が、関係各界各層の史料保存機関並びにそれに従事している人々の間に福音をもたらす提言であることを期待したい。

1995年12月18日

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
第二次専門職問題特別委員会
委員長 高埜利彦

図書館資料の共同保存をめぐる 現状と展望

第5回資料保存シンポジウム講演集

今回のシンポジウムでは、図書館資料の保存と効果的な活用のための手段として、「共同保存」をテーマとしています。団体・地域別の共同保存構想とその試み、保存施設の機能など、今日的な課題を共に考えました。

■ 講演テーマ ■

◆ 基調講演 CRLの国際的共同保存プログラム

- 講演① 国立大学図書館協議会：保存図書館に関する調査研究と保存図書館構想
- 講演② 法政大学産業情報センターにおけるデポジットライブラリーの機能と役割
- 講演③ 立教大学図書館新座保存書庫—単独保存書庫の運用を経験して—
- 講演④ 滋賀県立図書館における資料保存センター機能について
- 講演⑤ 国立国会図書館関西館（仮称）構想と共同保存利用について
- 講演⑥ 図書館資料の共同保存に向けて

国立国会図書館 編 A5判/131p 定価1,500円(本体1,457円)

施設A会員配付資料

ISBN4-8204-9513-5

社団法人 日本図書館協会

〒154 東京都世田谷区太子堂1-1-10 TEL 03-3410-6411(代表)

出版事業部 TEL 03-3410-6415 FAX 03-3421-7588 振替 00100-1-9375